

滑川市立地適正化計画 概要版

1. 立地適正化計画とは

1-1 背景と目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の減少と高齢化を背景として、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

本市においても、今後、さらに人口減少や少子高齢化の進行が予想されることから、将来の人口規模や年齢構成に即したまちづくりの検討が必要であるため、新たに「滑川市立地適正化計画」を策定します。

1-2 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる「市町村マスタープランの高度化版」であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持つものとされています。

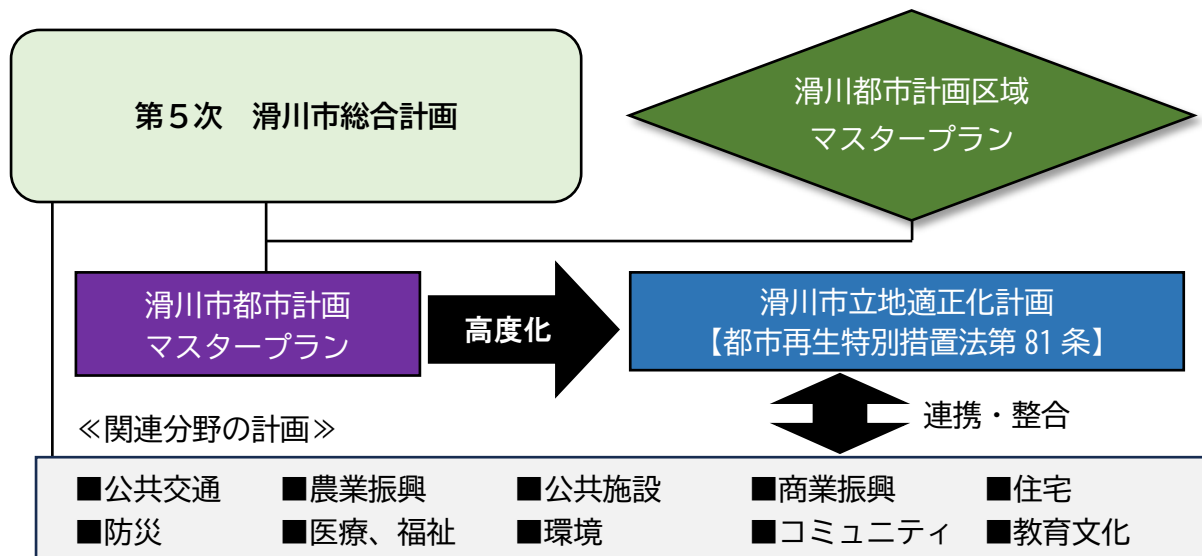


図 立地適正化計画の位置づけ

1-3 目標年次と対象区域

本計画の目標年次は、令和28年度(2046年度)と定めます。概ね5年ごとに計画の進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを検討します。

また、対象区域は、都市計画区域全体とします。



図 計画対象区域

2. 立地適正化計画の基本方針

2-1 基本的な方針

まちづくりの方針

中心拠点を見つめ直し、地域・生活拠点からのアクセスを向上させ、「住んでみたい、行ってみたい」に加えて「住んでいて良かった、住んでみて良かった、来てみて良かった」へつなげるまちづくり

施策の基本方針

- 中心部への移住・定住促進
- 生活環境の整備
- 市街地拡大を抑制するための適正な土地利用の規制・誘導

- 中心部や地域・生活拠点への都市機能の立地誘導
- 公共交通の利便性向上・利用促進
- 持続可能な公共交通に向けた運行の効率化

- 行政、医療、商業等の拠点施設の維持・立地誘導
- 滑川駅・中滑川駅周辺のウォークラブルなまちづくりの推進
- 交通結節点機能の強化

2-2 目指すべき都市の骨格構造

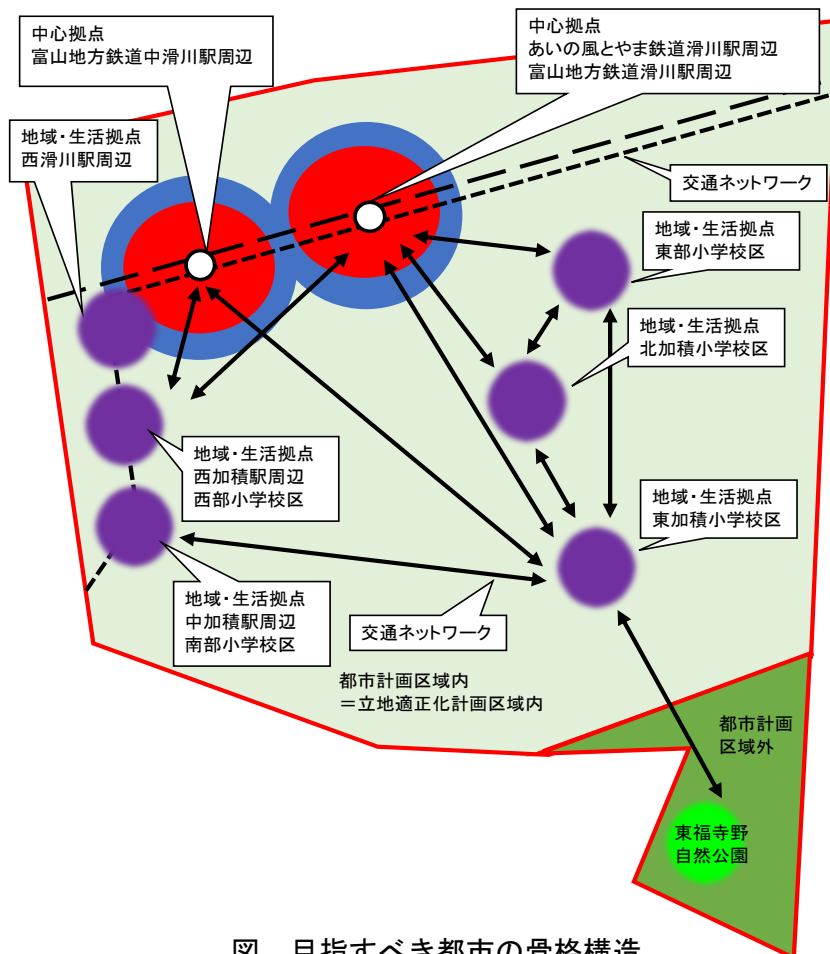


図 目指すべき都市の骨格構造

3. 居住誘導区域の設定

3-1 居住誘導区域とは

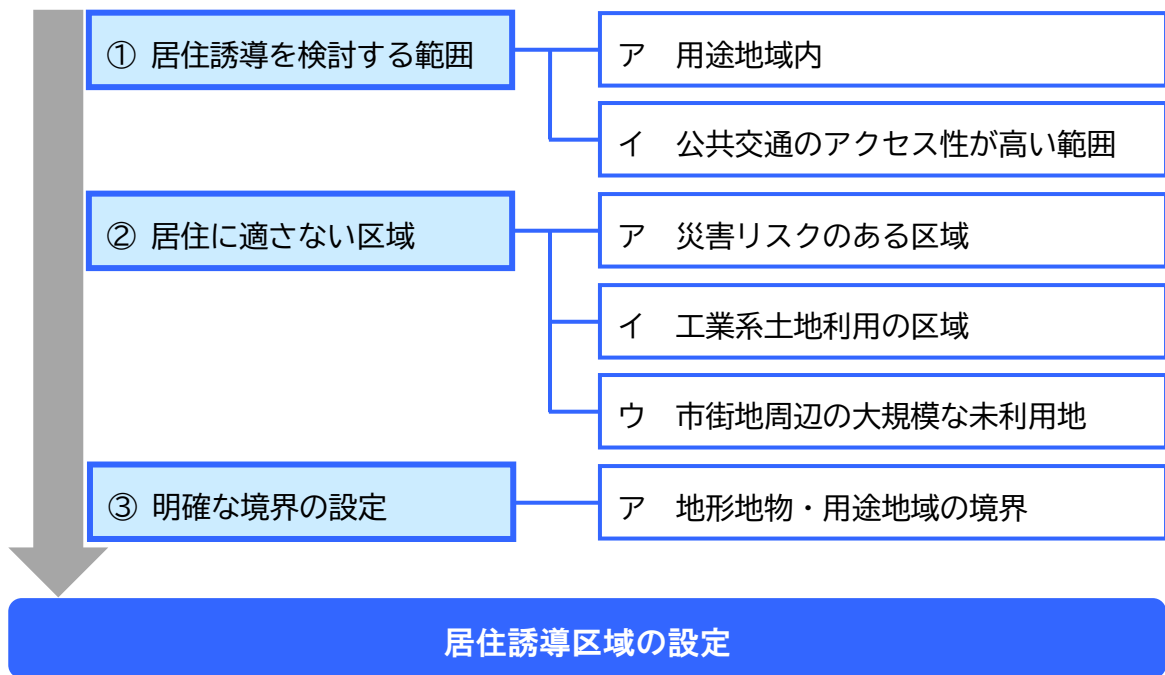
「居住誘導区域」とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス（※1）やコミュニティ（※2）が持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域とされています。

※1 生活サービス：医療・福祉・子育て支援・商業等。

※2 コミュニティ：同一地域内とともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、言語、行動規範、生活様式等を形成する地域的生活共同体。

3-2 居住誘導区域の設定方針

本市では、以下の検討フローに沿って、「①居住誘導を検討する範囲」から「②居住に適さない区域」を除いた上で「③明確な境界の設定」を行い、居住誘導区域を設定します。



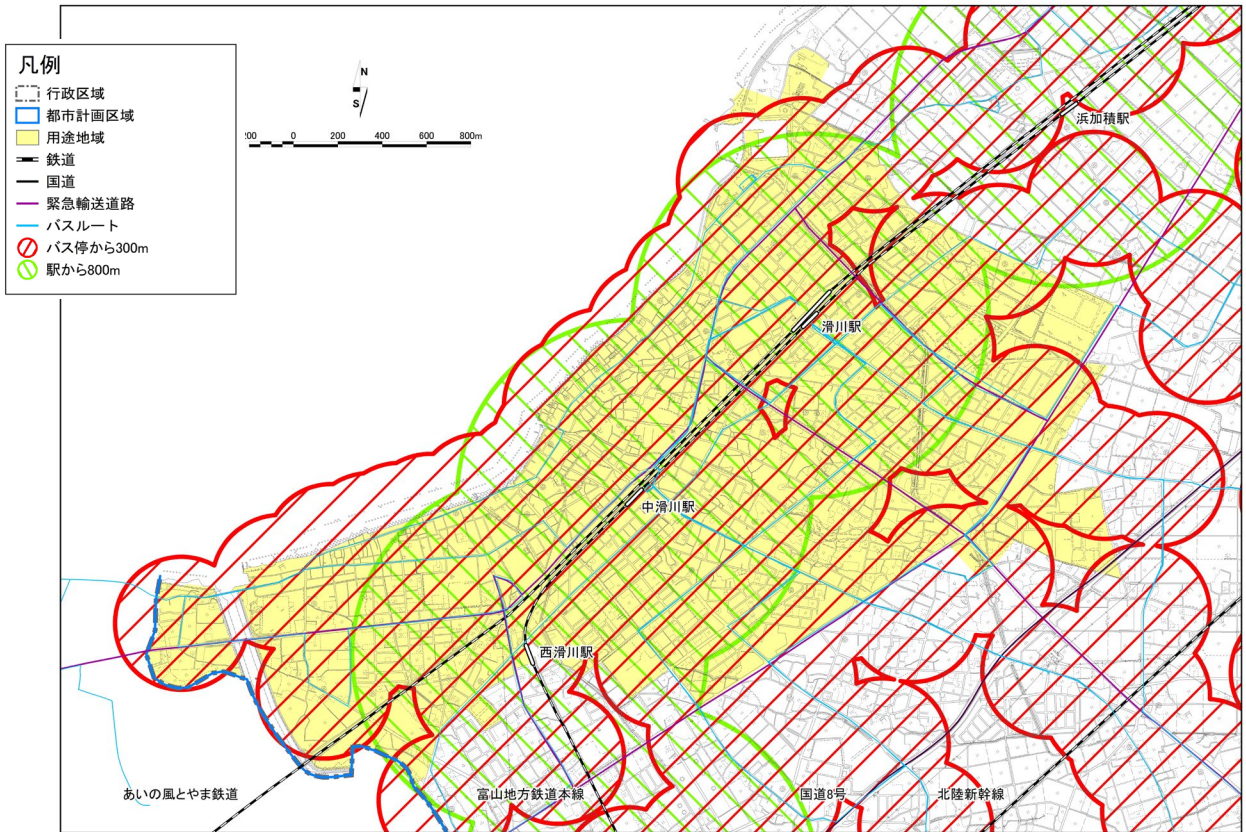


図 ① 居住誘導を検討する範囲（用途地域内、公共交通のアクセスが高い範囲）

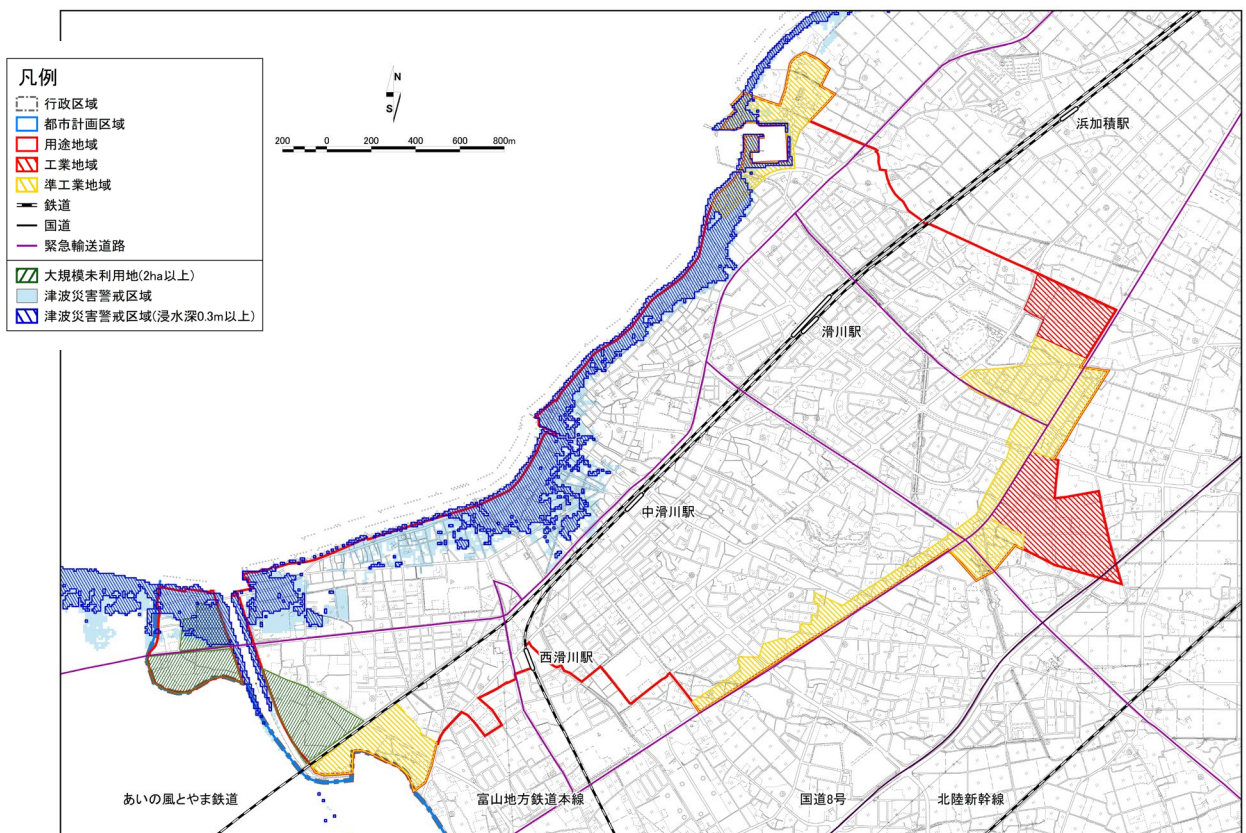


図 ② 居住に適さない区域（災害リスクのある区域、工業系土地利用の区域、大規模未利用地）

3-3 居住誘導区域（=図①（P4）-図②（P4））

①居住誘導を検討する範囲-②居住に適さない区域（災害リスクのある区域、工業系土地利用の区域、大規模未利用地）

居住誘導区域の設定方針に基づき、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

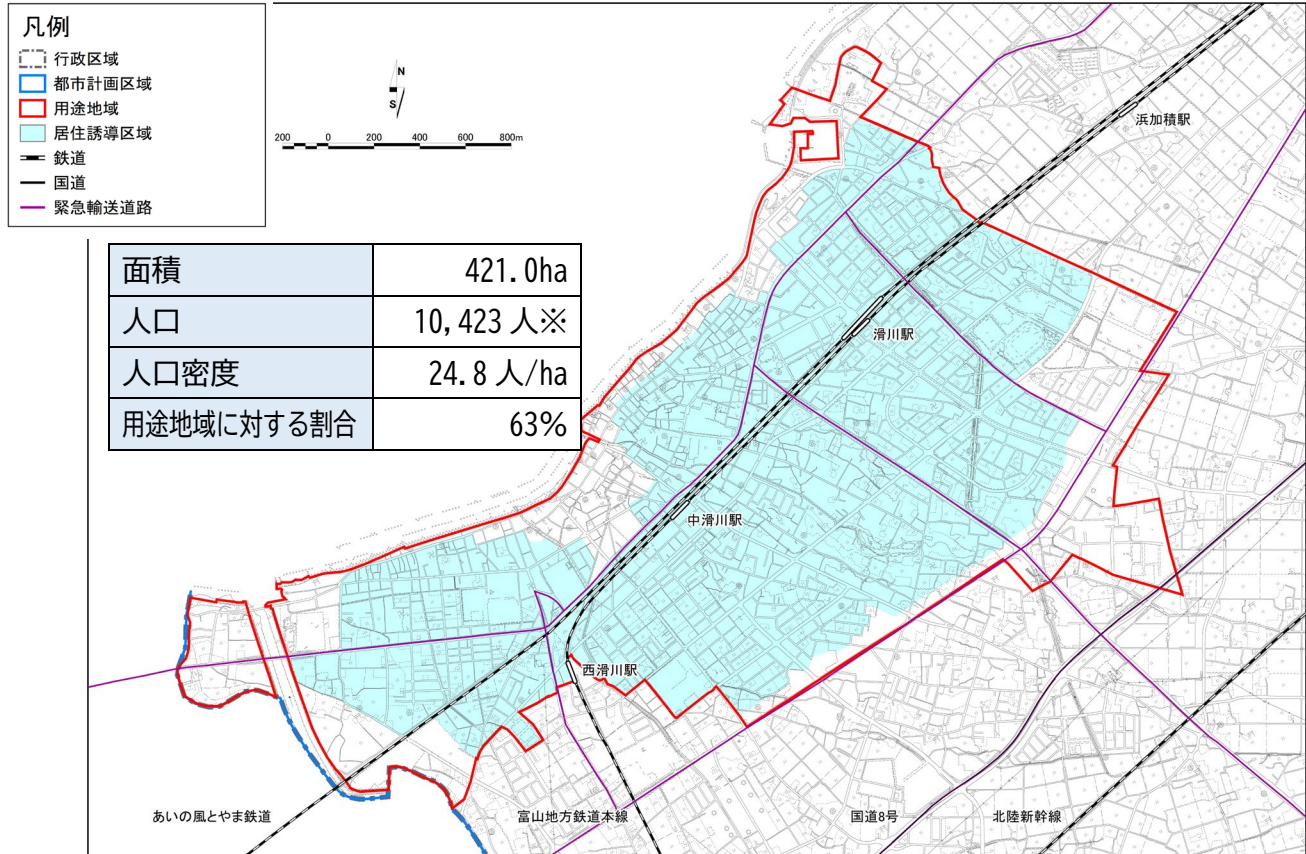


図 居住誘導区域

※居住誘導区域内の人口は、将来人口・世帯予測ツール（国土交通省 国土技術政策総合研究所）により算出した100mメッシュの人口を集計

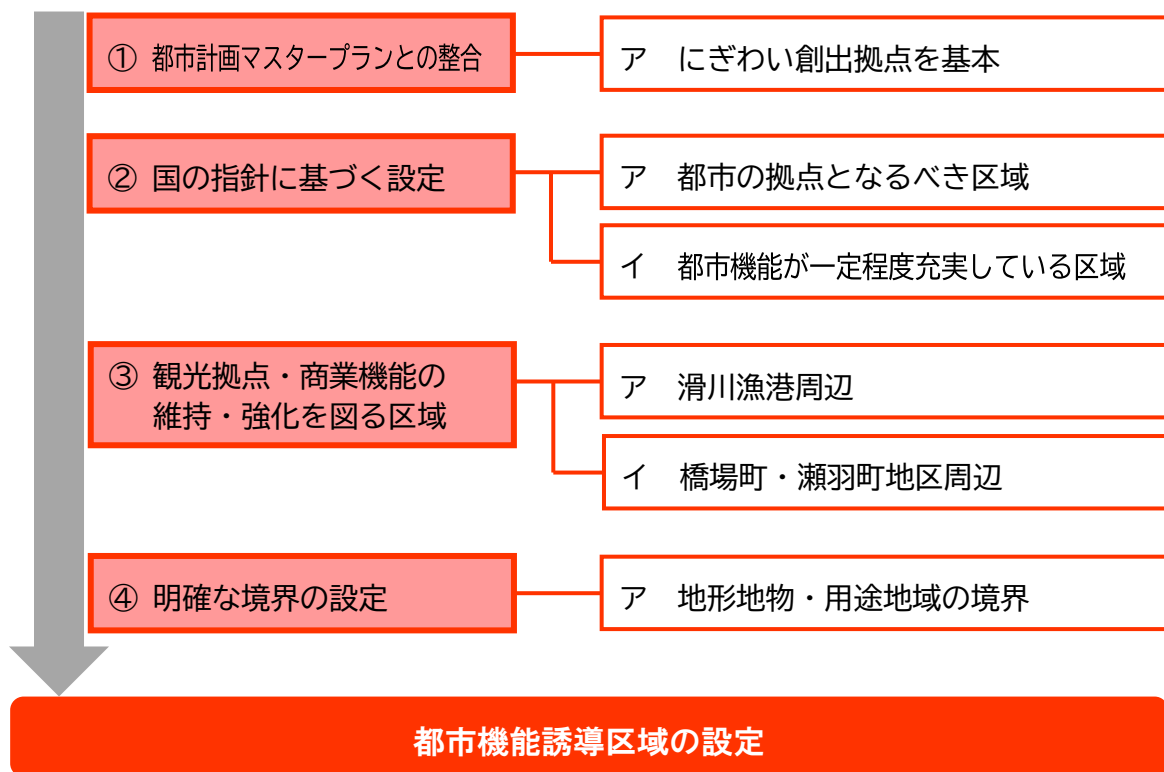
4. 都市機能誘導区域の設定

4-1 都市機能誘導区域とは

「都市機能誘導区域」とは、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域、とされています。

4-2 都市機能誘導区域の設定方針

本市では、滑川市都市計画マスタープランの将来都市構造や国の指針（都市計画運用指針）の考え方などをもとに、以下の検討フローに沿って、都市機能誘導区域を設定します。



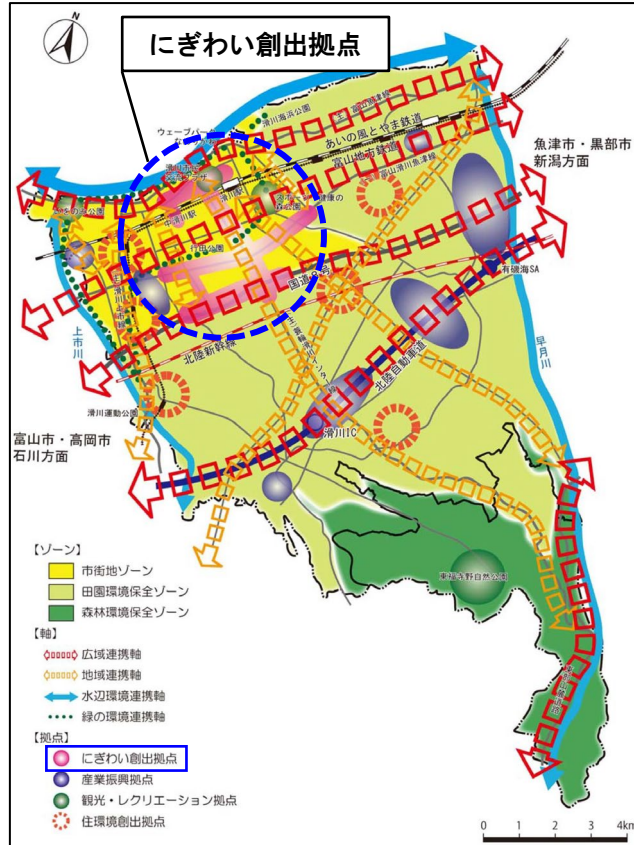


図 ① 滑川市都市計画マスタープランとの整合（将来都市構造図／にぎわい創出拠点）

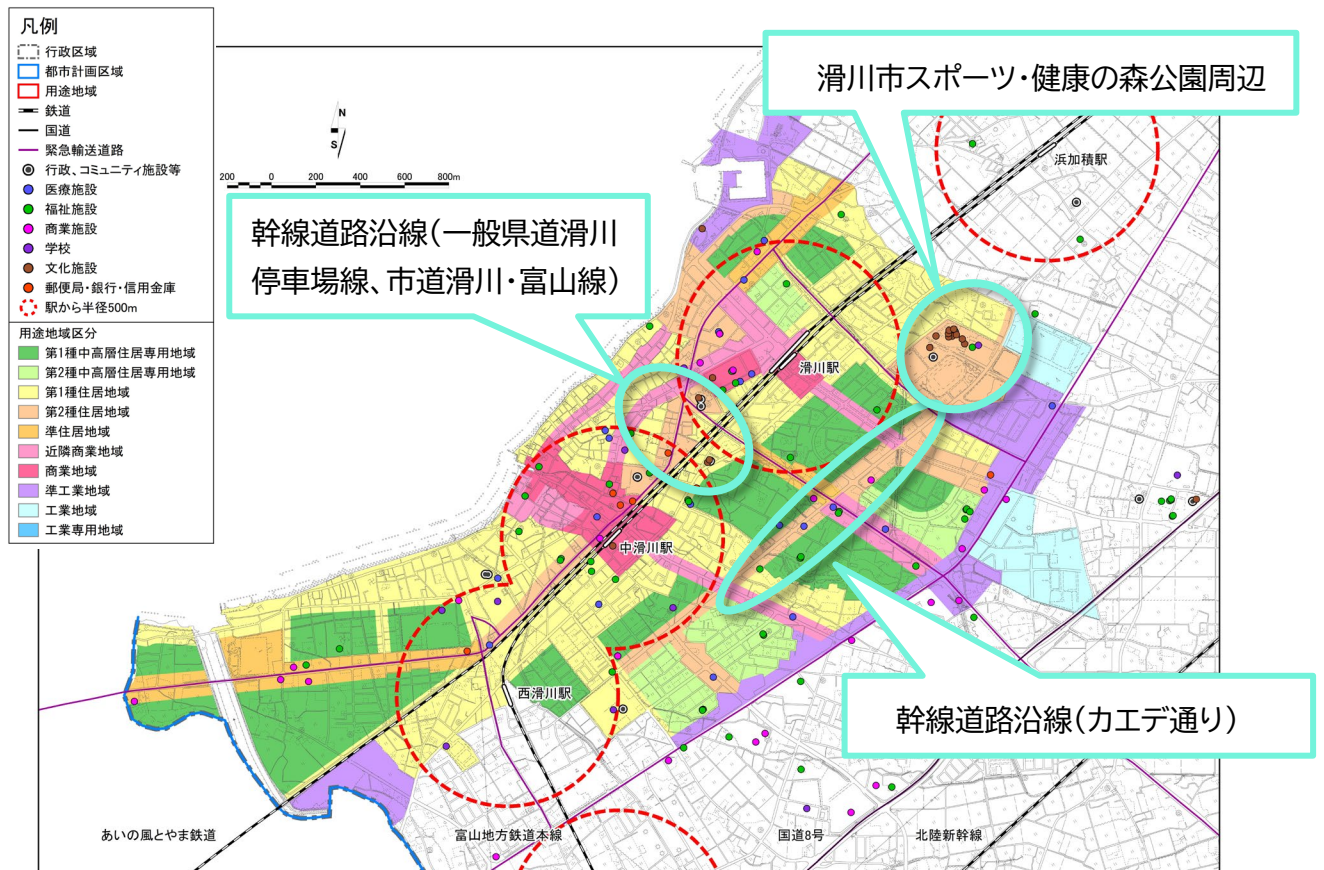


図 ② 国の指針に基づく設定（都市の拠点となるべき区域、都市機能が一定程度充実している区域）



図 ③ 観光拠点・商業機能の維持・強化を図る区域
(滑川漁港周辺)



図 ③ 観光拠点・商業機能の維持・強化を図る区域
(橋場町・瀬羽町地区周辺)

4-3 都市機能誘導区域 (=図① (P7) + 図② (P7) + 図③)

- ①滑川市都市計画マスタープランにおけるにぎわい創出拠点+
- ②国の指針に基づく設定(都市の拠点、一定程度の都市機能の充実)+
- ③観光拠点・商業機能の維持・強化(滑川漁港周辺、橋場町・瀬羽町地区周辺)

都市機能誘導区域の設定方針に基づき、都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

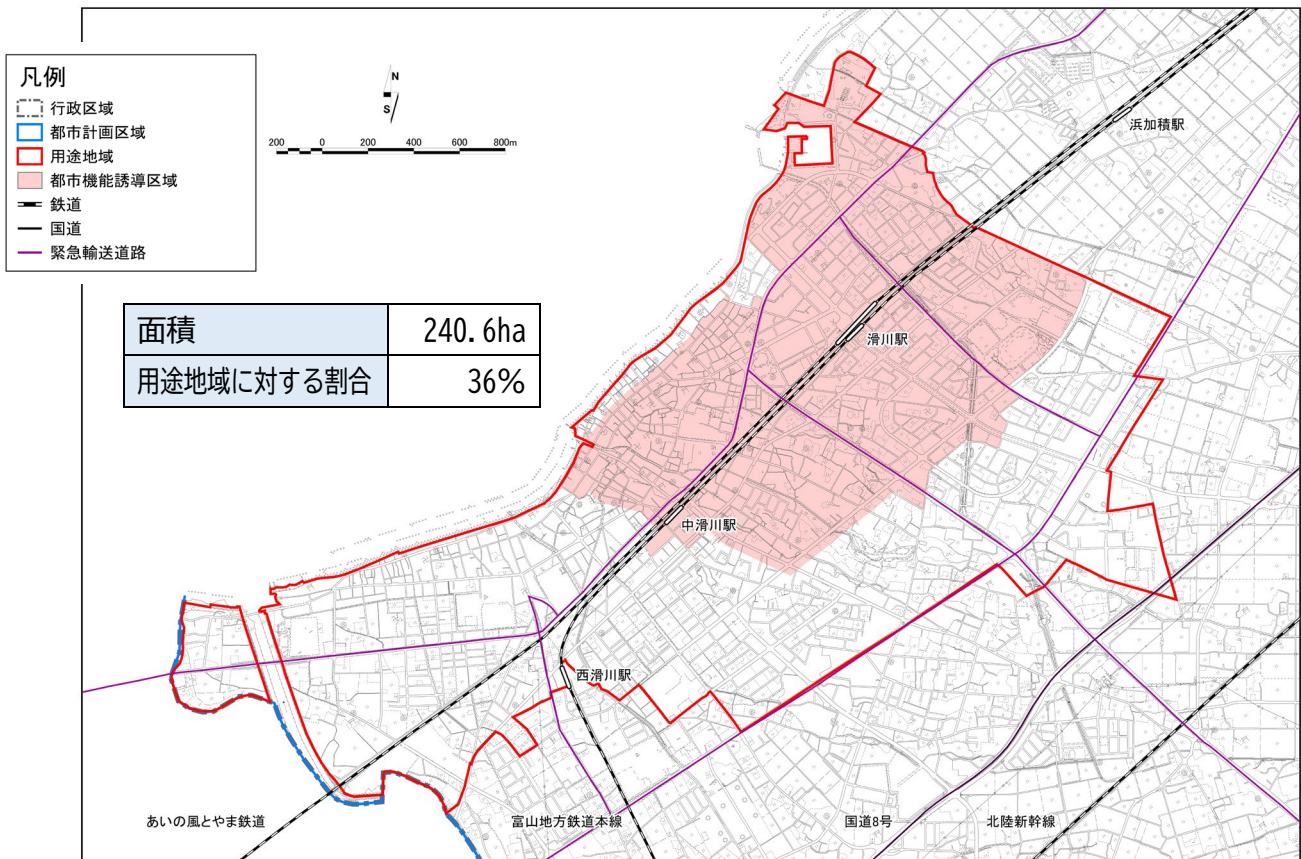


図 都市機能誘導区域

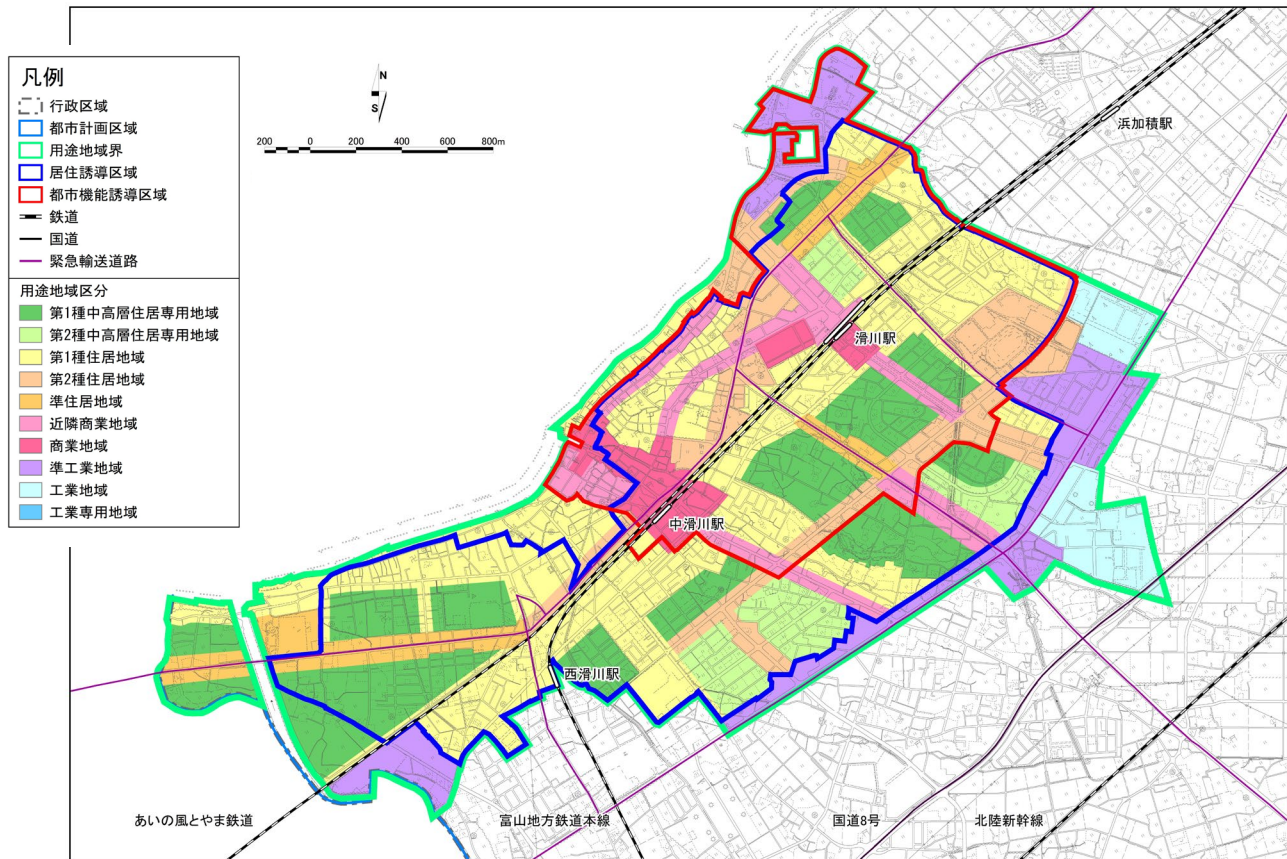


図 居住誘導区域と都市機能誘導区域の重ね図

※都市計画法における用途地域内に居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定し、両方の区域を1枚の図に表記したものです。

※鉄軌道、コミュニティバス、タクシーをはじめとしたあらゆる交通モードによる地域公共交通にて、市内全域を結び、人の行き来を可能とし、都市機能を維持していきます。

5. 誘導施設の設定

5-1 誘導施設とは

誘導施設は、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で、都市機能を著しく増進させるものを設定します。

既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために設定することも考慮します。

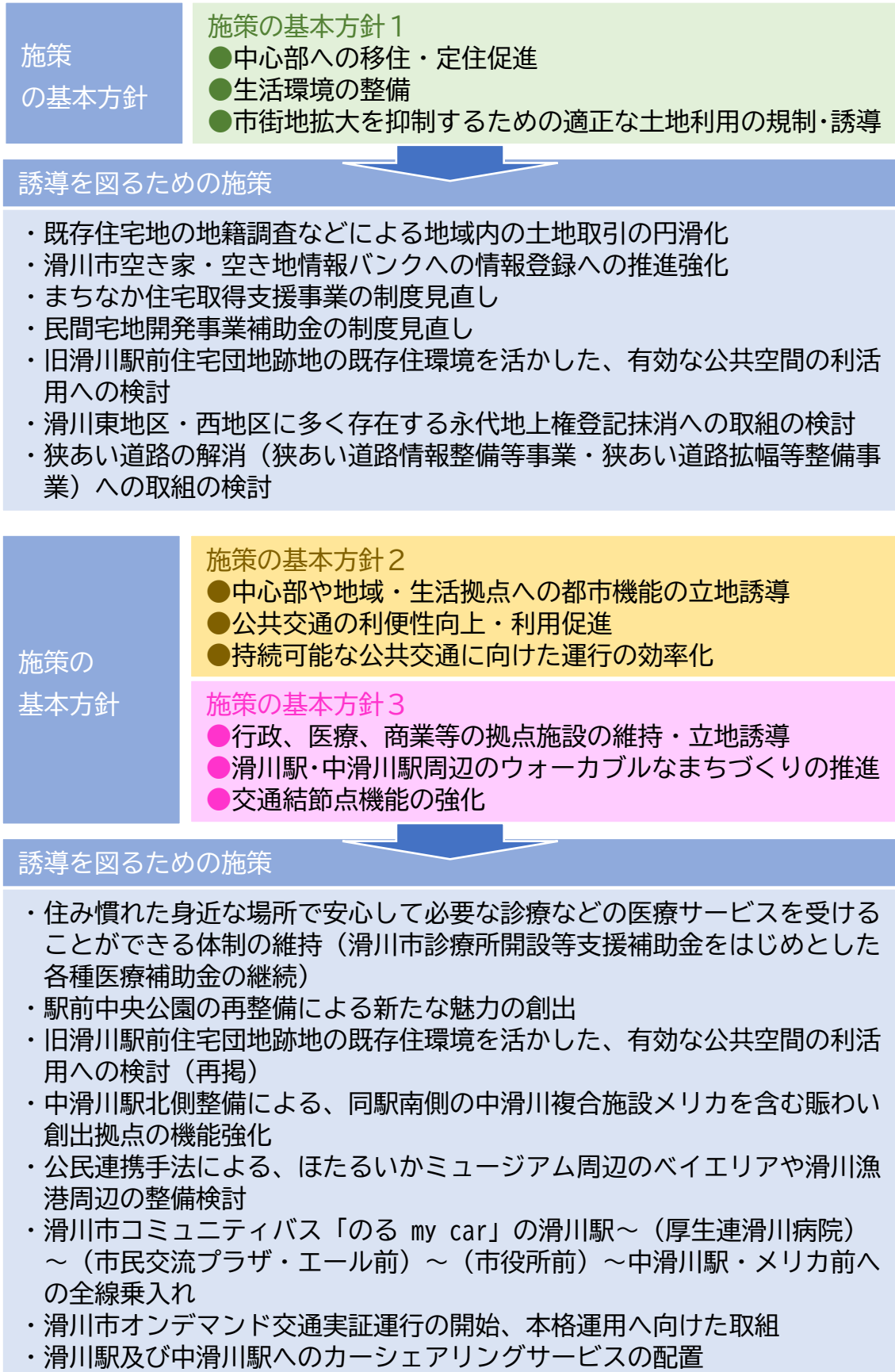
5-2 誘導施設

都市機能誘導区域内に維持・誘導すべき誘導施設について、現状の施設の立地状況も踏まえ、以下のように設定します。

機能	施設分類	法的根拠	都市機能誘導区域内の立地	誘導施設
行政機能	市役所	—	○	○
介護福祉機能	健康・福祉施設	社会福祉法 第2条	○	○
	障がい者福祉施設	障害者総合支援法 第5条	○	—
	高齢者福祉施設	老人福祉法 第5条の2	○	—
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第3章 第5条	○	—
商業機能	百貨店・複合商業施設 (店舗面積 10,000 m ² 以上)	建築基準法 別表 第2 (と)	—	—
	スーパー、ドラッグストア (店舗面積 1,000 m ² 以上)	大規模小売店舗立地法 第2条	○	○
子育て機能	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3 第6項	○	○
医療機能	病院	医療法 第1条の5 第1項	○	○
	診療所薬局	医療法 第1条の5 第2項	○	—
	薬局	薬機法 第2条 第12項	○	—
金融機能	銀行・郵便局	銀行法第2条 長期信用銀行法第2条 日本郵便株式会社法第2条 第4項	○	○
教育・文化機能	高等教育機関	学校教育法 第83条 (大学)、 第115条 (高等専門学校)、 第124条 (専修学校)	○	—
	高等学校	学校教育法 第50条	—	—
	小中学校	学校教育法 第21条 (小学校)、 第30条 (中学校)	○	○
	社会教育施設 (生涯学習センター、公民館、 図書館)	社会教育法 第20条 (公民館)、 図書館法 第2条	○	○
	文化施設 (美術館、博物館) (市民文化ホール)	博物館法 第2条、第3条 地方自治法第244条	○	○
	複合施設 (防災)	—	○	○
観光機能	観光施設 (既存の観光資源を活かし、 交流人口の増加を目指す観光施設)	—	○	○

6. 誘導施策の設定

施策の基本方針に沿って取り組む誘導施策をまとめます。



7. 防災指針

7-1 防災指針とは

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。立地適正化計画の策定に際しては、まず災害リスクを踏まえた居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、災害に強いまちづくりと都市のコンパクト化を併せて進めることが重要とされています。

こうした背景から、国では令和2年（2020年）の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画の記載事項に、居住や都市機能の誘導を図る上で必要な防災機能の確保に関する指針となる「防災指針」を新たに追加しています。

本市においても、令和6年（2024年）1月1日に発生した能登半島地震により、震度5弱を観測しました。市内各所でこの地震の影響による被害が報告されたところであり、これまで以上に防災対策の推進が求められています。

防災指針の作成に際しては、「滑川市総合計画」、「滑川市国土強靱化地域計画」及び「滑川市地域防災計画」をはじめとした防災関連計画と方針や施策の内容の整合性を図ることとし、地震に限らず、全国各地で大規模な災害に見舞われている大雨による洪水、その他津波、土砂災害といった災害リスクを網羅的に把握し、その対策についてハード及びソフト対策を位置付けます。

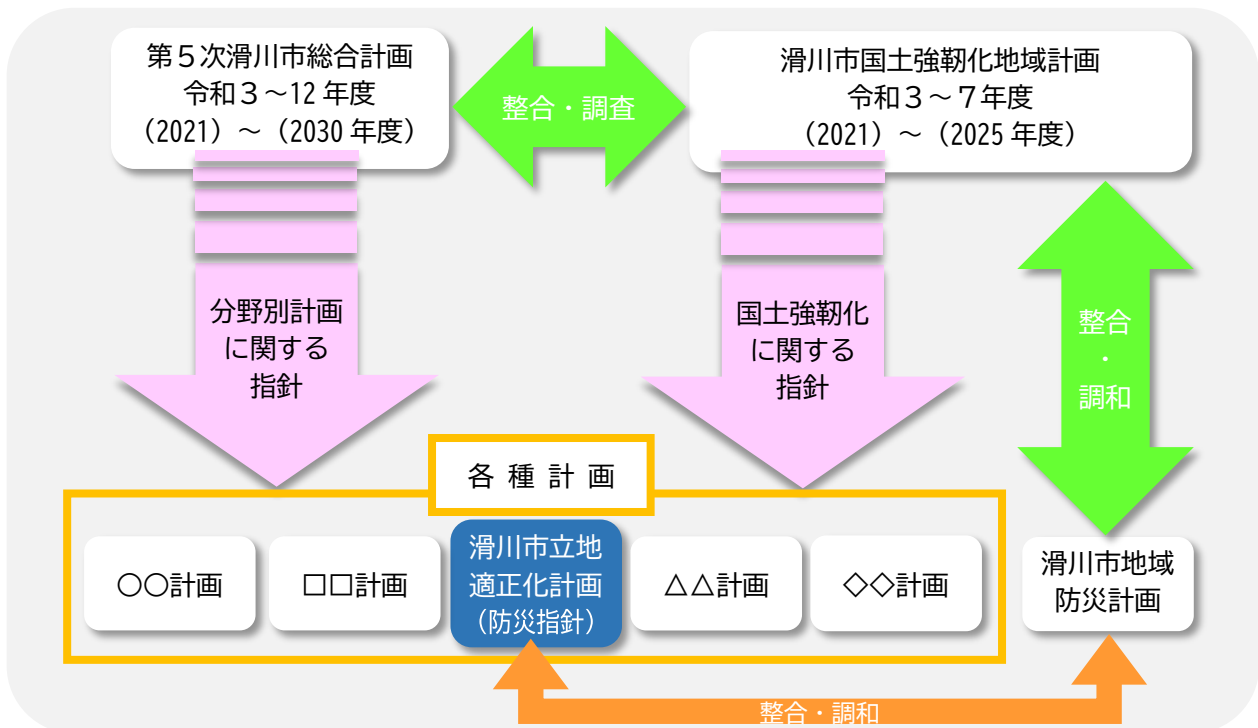


図 立地適正化計画防災指針の位置づけ

7-2 防災に関する課題の整理

災害リスクの内容を踏まえ、防災に関する課題を地区別に整理します。

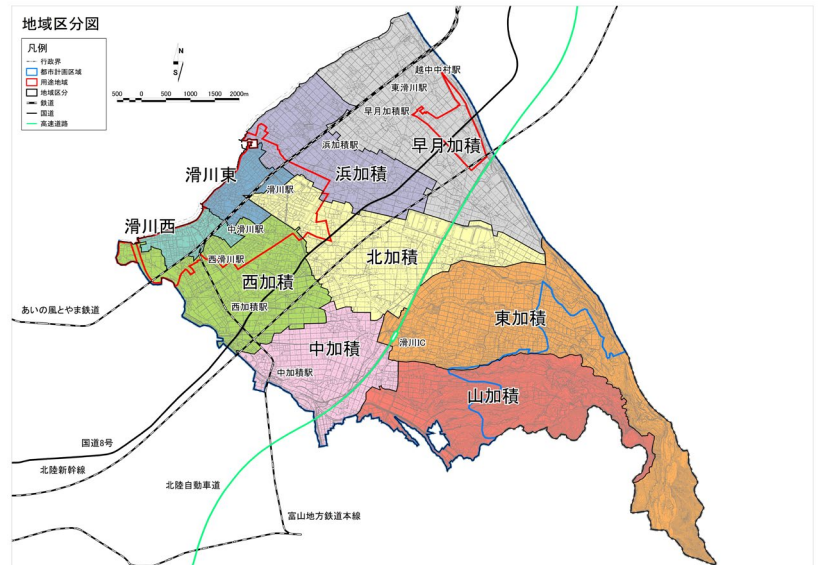


図 地域区分図

ハザード	地区	課題
地震	全地区	<p>【建物倒壊への備え】 高齢者人口割合が高く、昭和 56 年以前の基準で建てられた木造住宅が多い地区内で建物倒壊による甚大な人的被害が発生するおそれがあり、その備えとしての木造住宅の耐震診断・耐震改修を促進する必要があります。</p> <p>【がけ崩れ対策】 緊急輸送道路の分断により、早急な救助や支援物資等の提供が困難となるおそれがあり、がけ崩れの対策を推進する必要があります。</p>
津波	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 西加積地区	<p>【最短3分で到達する津波への迅速な避難】 沿岸部から急いで避難することへの理解を助け、市民がどのような経路・手段でどこまで避難するのかを実践できるようにしておく必要があります。</p>
土砂災害	東加積地区 中加積地区 山加積地区	<p>【適切な避難指示】 国や県と連携し、適切な避難指示を行えるよう、日頃から準備が必要です。</p> <p>【土砂災害の未然防止対策】 土砂災害の未然防止を図るため、県による砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策の実施を促進する必要があります。</p>
洪水	全地区	<p>【広範囲にわたる浸水への対応】 計画規模・想定最大規模と、それぞれに雨量は異なりますが、市内の広範囲で洪水により浸水するおそれがあります。 特に滑川東地区、滑川西地区、西加積地区では、高齢者人口割合が高く、垂直避難が困難な建物が多く立地するエリアで 0.5m 以上～3.0m 未満の浸水が発生するおそれがあります。 そのため、要配慮者等の早期避難のための取組や河川整備などにより安全度を高めるための取組を推進する必要があります。</p>
ため池	山加積地区	<p>【適切な避難指示】 県や近隣市と連携し、適切な避難指示を行えるよう、日頃から準備が必要です。</p>

7-3 防災に関する取組の方針

防災指針の作成に際しては、上位計画である「滑川市総合計画」、「滑川市国土強靱化地域計画」及び「滑川市地域防災計画」をはじめとした防災関連計画と方針や施策の内容の整合性を図ることとし、各種災害リスクを網羅的に把握し、ハード及びソフト対策を位置付けへの方針を定めます。

上位計画を踏まえ、本防災指針に定める基本方針は、以下のとおりとします。

「自助」・「共助」・「公助」による災害リスクの低減

7-4 具体的な取組とスケジュールの設定

「自助」・「共助」・「公助」による災害リスクの低減、という基本方針を踏まえ、具体的な取組内容について、整理を行います。

着手済み⇒実施・働きかけ継続 未着手又は計画段階⇒実施完了へ向けて

災害リスク	取組No.	取組内容	事業区分 ハード ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	実施主体	実施地域	断続的な実施計画		
							短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
地震	1	地震に強いまちづくり— 「面的な視点」による対策	ハード	「公助」	県市	市内全域			
	2	地区別の避難経路・手段、どこまで避難するの かの事前検討	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 西加積地区			
津波	3	発生する津波の最大予測情報の収集、急いで 山側やあいの風とやま 鉄道線路側に逃げるこ への理解・実践	ソフト	「自助」 「共助」	市民	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 西加積地区			
	4	砂防事業、急傾斜地崩 壊対策事業等の対策の 実施	ハード	「公助」	県	東加積地区 中加積地区 山加積地区			
	5	土砂災害の前兆現象の 把握・周知	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市	東加積地区 中加積地区 山加積地区			
土砂災害	6	富山県土砂災害警戒情 報支援システム及び富 山県土砂災害警戒メー ル配信サービスの活用	ソフト	「自助」 「公助」	市民市	東加積地区 中加積地区 山加積地区			
	7	早月川・中川・上市川・ 白岩川・常願寺川の維 持管理	ハード	「公助」	国県	市内全域			
	8	沖田川中流域における 治水対策の促進	ハード	「公助」	県	滑川西地区 西加積地区			
洪水	9	砂防事業、急傾斜地崩 壊対策事業等の対策の 実施(取組4再掲)	ハード	「公助」	県	東加積地区 中加積地区 山加積地区			

災害リスク	取組No.	取組内容	事業区分 ハード ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	実施主体	実施地域	断続的な実施計画		
							短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
洪水	10	「内水浸水想定区域図」の作成及び公表	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市	市内全域 (但し、都市計画区域のみ)	←→		
ため池	11	ため池災害の周知・避難経路の確認	ソフト	「自助」 「公助」	市民市	山加積地区	←→	←→	←→
滑川市 地域 防災 計画	12	適切な避難指示のための情報伝達ルート構築・確認	ソフト	「公助」	国 県市	市内全域	←→	←→	←→
	13	緊急輸送道路の点検・整備	ソフト ハード	「公助」	国 県市		←→	←→	←→
	14	指定避難所への暗証番号式の鍵保管庫の設置	ハード	「公助」	市		←→		
	15	地区防災計画及び個別避難計画の作成・周知	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市		←→	←→	←→
	16	避難所及び要配慮者利用施設の把握・避難経路の確認等	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市		←→	←→	←→
	17	屋内外の安全対策	ソフト	「自助」	市民		←→	←→	←→
	18	防災行動計画(タイムライン/マイ・タイムライン)への理解・実践	ソフト	「自助」 「共助」 「公助」	市民市		←→	←→	←→
	19	避難時の備蓄品・非常持出品の準備	ソフト	「自助」	市民		←→	←→	←→
	20	災害時の非常備蓄品の準備	ソフト	「公助」	市		←→	←→	←→
	21	災害応援協定の締結内容の整理確認、被災時の応援協力依頼	ソフト ハード	「共助」 「公助」	事業者 市		←→	←→	←→
地震 津波 風水害 雪害 事故 原子力	22	事前復興まちづくり計画の策定	ソフト	「公助」	市	←→	←→	←→	

※上記の取組内容は、「滑川市地域防災計画」より抽出整理。
 ※雪害・事故、原子力については、災害リスク分析の対象外。

7-5 防災指針の目標値

防災指針の取組を定量的に分析・評価するため、防災指針における目標値を以下のとおり設定します。

目標指標	現況 令和7年度 (2025年度)	目標 令和28年度 (2046年度)	備考
幹線道路網市道整備延長 事業着手又は完了	-	5,750m	滑川市幹線道路網 計画の目標値
要支援者名簿登録者のうち、 個別避難計画を作成する 優先度が高い方における 計画作成済みの割合	42.02%	100%	第5次 総合計画の 目標値
地区防災計画の作成数	1件	9件	第5次 総合計画の 目標値
飲料水の備蓄量	12,444ℓ	13,392ℓ	第5次 総合計画の 目標値

8. 目標値の設定及び計画の管理と見直し

8-1 目標値の設定

本計画における定量的な目標値を以下のとおり設定します。

目標指標	現況	目標
居住誘導区域内の人口密度 <small>※滑川東・西地区（人口集中地区（DID））及び駅南土地区画整地事業地内を中心に緩やかに居住を誘導します。 ※社人研推計に基づく20.3人/haと予測されますが、居住誘導により、それに比べ3人/ha増える目標値の設定とします。 ※目標値は、滑川市人口ビジョン（H27（2015）.10）の将来目標人口の減少率（5.9%）を用いて設定した数値です。 ※居住誘導区域の人口密度の目標は、居住誘導により現実的に達成可能な数値を設定することとされています（国土交通省作成の手引きより）。</small>	【令和2年 （2020年）10月】 24.8人/ha	【令和27年 （2045年）10月】 23.3人/ha
公共交通利用者数 <small>※統計データがある、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道電車及び「のる my car」の利用者/日から算出。 ※目標値は、滑川市人口ビジョン（H27（2015）.10）の将来目標人口の減少率（5.9%）を用いて設定した数値です。</small>	【令和5年度 （2023年度）】 2,788人/日	【令和27年度 （2045年度）】 2,600人/日
地価 固定資産税基準宅地路線価 常盤町531番、外1筆	【令和7年 （2025年）1月】 23,400円/㎡	【令和12年 （2030年）1月】 23,400円/㎡ （維持）
財政状況 <small>※一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額</small>	【令和7年度 （2025年度）】 16,813百万円	【令和12年度 （2030年度）】 15,719百万円

8-2 目標達成による効果

本計画の施策や目標を達成することで期待される効果を評価する指標として、効果指標を定め、その目標値を設定します。

目標指標	現況	目標 令和28年度 （2046年度）
市民アンケート調査 住みよいまちの割合 （「住みよい」と「まあまあ住みよい」の合計）	79.6% （R6.12調査）	80.0% （居住誘導区域） 80.0%
居住誘導区域内の新築住宅着工数（累計）	—	500棟

8-3 計画の管理と見直し（令和8年度（2026年度）の計画開始から5年ごとに見直し）

本計画に記載した施策・事業の実施状況について、PDCAサイクルを適切に機能させ、管理と見直しを適宜行っていきます。

